

中国：環境保護税法が施行、企業の経営コスト上昇へ

中国で初めて環境保護税を導入する「環境保護税法」¹が2018年1月1日、正式に施行された。2016年12月25日、第12期全国人民代表大会常務委員会第25回会合で成立していた。

中国では微小粒子状物質 PM2.5 を含む大気汚染などの公害が深刻化し、国民の不満が高まっている。環境保護税は企業から環境の汚染度合いに応じて税を徴収することで、環境保護と改善、汚染物の排出削減に向けた企業努力を促すことを目的としている。中国の税法体系において、現行の「個人所得税法」、「企業所得税法」、「車船税法」に続いて全人大常務委員会でも可決された4番目の税法となり、環境保護対策に狙いを絞った税の法制化は初めてとなる。

中国は1979年から「環境保護法（試行版）」にもとづく「汚染物排出費」を徴収する制度を導入し、大気、水、固体廃棄物、騒音の4種類の汚染物質に対して汚染物排出費を徴収してきた。いわゆる中国の汚染物排出の罰金制度であり、すでに40年近い年月が経過しているが、徴収の執行を担当する地方政府の環境保護部門の徴収体制が不十分で不慣れであることや、罰金の対象となる地方企業との癒着等による徴収の不徹底や不公平である等の問題が指摘されていた。

このため、中国政府は「環境保護税法」を打ち出した。微小粒子物質 PM2.5 を含む大気汚染などの公害が国際的な注目を集め、国民の不満が高まる中、企業から環境の汚染度合いに応じた環境税を徴収することで環境改善に向けた企業努力を促すとともに、税収を財源とした環境改善プロジェクト等の更なる推進を図る狙いがある。

環境保護税は汚染物質排出費を納めている者を対象として、従来の汚染排出費を代替する形で環境保護税を納付させる。

¹ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/content_2004993.htm

2017 年末までに、チベット自治区を除き、各省・直轄市・自治区は当地の環境税適用税額基準を公表した。

各地域大気汚染物、水汚染物の税額基準

省・自治区・直轄市	大気汚染物税額基準 (元/汚染当量)	水汚染物税額基準 (元/汚染当量)
全国	1.2~12	1.4~14
北京	12	14
上海	2018 年 1 月 1 日から SO ₂ : 6.65、NO _x : 7.6、その他 : 1.2 2019 年 1 月 1 日から SO ₂ : 7.6、NO _x : 8.85、その他 : 1.2	2018 年 1 月 1 日から 化学的酸素要求量 : 5、アンモニア性窒素 : 4.8、その他 : 1.4
天津	SO ₂ : 6、NO _x : 8、煙塵 : 6、一般性粉塵 : 6、その他 : 6	化学的酸素要求量 : 7.5、アンモニア性窒素 : 7.5、その他 : 1.4
重慶	3.5	3
河北	第一等級 (北京市周辺の 13 の市・県・区、雄安新区周辺の 12 の市・県・区) : SO ₂ 及び NO _x : 9.6、その他 : 4.8 第二等級 (石家荘、保定、廊坊、定州、辛集 (第一等級税額区域を除く) : SO ₂ 及び NO _x : 6、その他 : 4.8 第三等級 (唐山、秦皇島、滄州、張家口、承德、衡水、邢台、邯鄲 (第一等級、第二等級税額区域を除く) : 4.8	第一等級 化学的酸素要求量 : 11.2、その他 : 5.6 第二等級 化学的酸素要求量 : 7、その他 : 5.6 第三等級 5.6
河南	4.8 (汚染当量数の大きい順に並べ、上位の 3 種類の汚染物質に対して徴収する。)	5.6 (第一類水汚染物質は上位の 5 種類の汚染物質に対して徴収し、その他の水汚染物質は、上位 3 種類の汚染物質に対して徴収する。)
山東	SO ₂ 及び NO _x : 6、その他 : 1.2	化学的酸素要求量、アンモニア性窒素、総水銀、総鉛、総カドミウム、総クロム、総砒素 : 3、その他 : 1.4
山西	1.8	2.1

遼寧	2018-2019年：1.2 2020年以降、再検討	2018-2019年：1.4 2020年以降、再検討
吉林	1.2	1.4
浙江	クロム酸スモッグ、水銀及び化合物、鉛及び化合物、カドミウム及び化合物：1.8、その他：1.2	総水銀、総鉛、総カドミウム、総クロム、総砒素：1.8、その他：1.4
江蘇	南京：8.4、無錫、常州、蘇州、鎮江：6、徐州、南通、連雲港、淮安、塩城、揚州、泰州、宿遷：4.8	南京：8.4、無錫、常州、蘇州、鎮江：7、徐州、南通、連雲港、淮安、塩城、揚州、泰州、宿遷：5.6
福建	1.2	総水銀、総鉛、総カドミウム、総クロム、総砒素、化学的酸素要求量、アンモニア性窒素：1.5、その他：1.4
江西	1.2	1.4
広東	1.8	2.8
海南	2.4	2.8
湖南	2.4	3
湖北	SO ₂ 及びNO _x ：2.4、その他：1.2	化学的酸素要求量、アンモニア性窒素、総リン、総水銀、総鉛、総カドミウム、総クロム、総砒素：2.8、その他：1.4
四川	3.9	2.8
貴州	2.4	2.8
雲南	2018年：1.2 2019年から：2.8	2018年：1.4 2019年から：3.5
陝西	2018年-2020年：1.2	2018年-2020年：1.4
広西	1.8	2.8
黒龍江	1.8	2.1
甘肅	1.2	1.4
青海	1.2	1.4
内モンゴル	1.2	1.4
安徽	1.2	1.4
寧夏	1.2	1.4
新疆	1.2	1.4

出所：各省市政府の公開情報

従来の汚染排出費の徴収基準と比べると、福建、江蘇、浙江などの省市は「税負担不変」の原則にもとづいて環境保護税の税額基準を定めているが、北京、河北、広東などの省市は環境保護税の税額基準を大幅に引き上げた。

環境保護税は汚染排出費との共通点及び主な違いは次の通りである。

環境保護税と汚染排出費の比較

内容	環境保護税	汚染排出費	備考
納税主体	自然環境へ課税対象となる汚染物質を直接排出する企業、事業者及びその他の生産経営者	自然環境へ汚染物質を直接排出する単位（企業、事業者）およびその他の个体経営者	表現は異なっているが、基本的に一致している。
徴収範囲	大気汚染物、水汚染物、固形廃棄物、騒音	大気汚染物、水汚染物、固形廃棄物、騒音	基本的に一致している。
計算方式	①大気汚染物：汚染当量数×適用税額（1.2元から12元） ②水汚染物：汚染当量数×適用税額（1.4元から14元） ③固形廃棄物：固形廃棄物排出量（トン）×適用税額（5元から25元、危険廃棄物の場合1000元） ④国の定める標準を上回るデシベル値に対応する適用	①大気汚染物：汚染当量数×徴収標準（SO ₂ とNO _x は1.2元を下回らない、そのほかの汚染物の場合、0.6元を下回らないこと） ②水汚染物：汚染当量数×徴収標準（COD、アンモニア性窒素及び鉛、水銀、クロム、カドミウム、ヒ素等の汚染物の徴収標準は1.4元、そのほかの汚染物の徴収標準は0.7元	環境保護税と汚染排出費の汚染当量数は同じであるが、徴収標準は異なる。 ＊環境保護税徴収対象汚染物質は汚染排出費の徴収対象

	税額(350 元～11200 元)	を下回らないこと) ③固形廃棄物：固形廃棄物排出量(トン)×徴収標準(5 元から 30 元、危険廃棄物の場合 1000 元) ④国の定める標準を上回るデシベル値に対応する費用徴収標準 (350 元～11200 元)	物質と同じ。
徴収主体	税務機関 (環境保護部門は汚染物に対するモニター管理に責任を負う)	環境保護部門	税務機関に変更して徴税執行能力が大幅に強化された。
徴収手続	①納税義務者は、納税すべき汚染物の排出地の税務機関に対し、納税申告書を提出する。 ↓ ②税務機関は納税申告を受理し、環境保護部門の情報と対照し、一致する場合、申告額で環境保護税を徴収する。一致しない場合、環境保護部門の査定結果に基づき、環境保護税を徴収する。	①環境保護主管部門は汚染排出者が納付すべき汚染排出費金額を確定する。 ↓ ②汚染排出費納付通知書を汚染排出者に送付する。 ↓ ③汚染排出者が当該通知書に基づき汚染排出費を納付する。	異なる
優遇措置	本報告書参照	下記の場合には、減免できる。 ①地震、火災などの不可抗力	異なる

		がある場合 ②創業停止、破産の場合	
違反コスト	税金徴収管理弁法に基づき： ①納税期限内に、税金を納めない場合、滞納した日(納税期限日の翌日)から実際の納付日までの期間、一日あたり0.05%の延滞金を納付しなければならない。 ②税金を過少納付した場合は、未納または過少納付分の税額を追徴するほか、未納または過少納付税額の50%以上、500%以下の罰金を科すことができる。	汚染排出費を過少納付した場合は、未納または過少納付分を追徴するほか、未納または過少納付金額の100%以上、300%以下の罰金を科すことができる。	環境保護税の法は違反コストが高くなる。
徴収金額の行方	地方政府に属する。	1：9の割合で、中央と地方に留保。	異なる

出所：各種情報に基づき作成

(曹 雪飛)